

四街道市レクリエーション協会

規約昭和 58 年 4 月 1 日制定

平成 20 年 4 月 19 日改正

- 第1条** 本会は四街道市レクリエーション協会と称し、事務局を事務局長宅に置く。
- 第2条** 本会はレクリエーションの健全な普及発展を期して、会員相互の親睦とレクリエーション知識、技術の向上を図ることを目的とする。
- 第3条** 本会は前条の目的を達成する為、下記の事業を行う。
- (1)レクリエーションに関する研究、資料の交換。
 - (2)会員相互の連絡、情報、資料の交換。
 - (3)その他、目的達成に必要な事業。
- 第4条** 本会の会員は、下記の者で構成する。
- (1)資格認定主催団体による講習を終了した者。
 - (2)第2条に賛同する者。
- 第5条** 本会に下記の役員を置く。
会長1名、副会長2名、事務局長1名、理事長1名、理事若干名、会計1名、会計監査1名、
- 第6条** 本会に役員会の承認を得て、顧問、相談役を置くことができる。
- 第7条** 本会の役員は会員の互選により選出し、総会で承認を得る。
役員任期は1年とし、再任を妨げない。
- 第8条** 総会は年1回開く。ただし、会長が必要と認めるとき、または会員の3分の2以上の請求があったとき開くことができる。
- 第9条** 会長は会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。会長は役員会を招集し、会務を執行する。
- 第10条** (1)会員は毎年度、会費 2000 円を納入する。また、入会を希望する者は、入会申込書をもって申込み、その年度の会費 2000 円を納入する。
- 第11条** 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。
- 第12条** この規約は総会の承認を得て改正することができる。
- 第13条** 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

付則1 この規約は昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

付則2 この規約は改正の日から施行する。